

条 例

議会の議決を経た「千曲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和7年3月21日

千曲市長

小川 修一

千曲市条例第10号

千曲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

千曲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年千曲市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「、第6章の2及び第8章」を「及び第6章の2」に改め、同条第2項中「100分の172.5」を「100分の95」と、給与条例第41条第1項中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。